

工場の災害と月経に就て

平 松 真 兵 衛

緒 言

近代産業の発展に伴って産業の合理化生産性の向上が叫ばれている現在、その反面労働力の不足に経営者の苦心のほどは思いやられるものがある、然るにそれ程苦心する労働力の保持と増強に対する施策の拙劣というのか無策なのか将また現に保持する労働力の強化即ち労働者の健康管理に対する関心の低いこと、それは人事管理の大きな欠陥と言っても過言ではなからうか。

労働基準法第53案には使用者は安全管理者並に衛生管理者をその事業場の規模なり、業種によっては労働者の数に比例して選任し、安全なり衛生上の諸問題について適当な措置を行い得るよう命じていることは労働者の保護と労働力の確保と、その向上とを希うことを事業主に責任を負しめたことである、然らば何れの工場なり事業場においても、生産に伴う各種設備の改善進歩に伴う労働力の保持のためには、如何ようにしたら現在保持否確保している労働力の向上が増進し得るやの問題を解決することが経営管理の上において、急務として取扱うべき重要な議題ではなからうかと思うのである。

それには現存する労働者健康管理の上において、それが疾病と傷害とに因る欠勤防止と、なお進んでは傷病予防に対する対策の積極的樹立することが急務中の急務とする重要な課題であると思うのである。

政府は曩に労働者の健康保持と産業の生産性向上のために災害防止半減運動に5ヶ年計画を樹てて使用者と相提携して災害事故の発生防止とこれが半減に努力しているのであるが仲々思うような成績はみられない悩みがある、これは未だ多くの経営者において、この主旨を冷視し、唯目前の小利に奔命これ努めるというためか、あらゆる産業を通じて現在では災害事故は半減はおろか、却って増高の傾向を示しつつある現状である。

今昭和37年度における全産業に発生した死亡者の数は（暫定）ではあるが6,070人で5年前の昭和32年の5,612人に比べると相当の増加件数となっている、そして休業療養1日以上災害事故の死傷件数は約79万件余に達しており、またこれ等災害事故発生のために失った経済的損失を推計してみると、その額は昭和32年度の1,500億円に対し昭和37年度は2,250億円と約650億円と膨大な損失を示しているのである、而しこれを産業別にみた死傷、年千人率の推移で休業8日以上の療養者を全産業と製造工業と対比してみると昭和37年度（暫定）で全産業では21.3なのに製造工業では17.9で昭和32年に較べると全産業の28.2、製造工業では22.4で共に漸減の傾向にあることは人命の損失の上からは実に喜ばしい傾向を示しつつあるとは言えるのである、而し孰れにせよ製造工業に発生しつつある災害事故の多くは天災地変などによる事故ではなくて、その大半は俗に言う本人の不注意に因るとされるもので占めているのである、従来から災害防止の対策樹立に当っては、再び同様な原因なり誘因による事故の如きは反復発生を未然に防止すべく努力しているのである、それにも拘らず工場事業場において未だに発生している災害事故の多くはこの弊の無視冷眼視されているためにこのような同様な原因による事故で占められているものが多いことである。

この弊の基ともいべきものは何処にあるかと言うと不幸にも発生した場合におけるそれが誘因な

り原因についての探究なり、またこれが防止対策の不徹底なるために真の要因なり原因を把まないと
表面的と言うか形式的の調査で、こと足れりとして、その場の処理をなしてしまうという姑息的処理
対策のために各種産業に発生する災害事故に対する効果の見るべき成績の挙らない因はここに根をお
ろして断たないためによるものが大きいのである。

災害発生の原因について

前述したように災害事故の発生防止の方法としては先ず従来発生した各自工場なり事業場の災害事
故の原因分類による根本的の資料を参考として対策を樹立すべく基本をたてるのがよりよい方法と思
われる、そしてその分類の方法には種々あるがそのうちでもハインリヒ氏の原因別分類によってみ
るのが最もよい資料と思われるのでその大要を参照してみることにした。

彼は災害の原因別を物的方面と人的方面との2つから観ている、而し労働基準法実施後既に十数年
を経過している現在事業主においてはこの基準法の規定する第42、43、44条の如き労働者の保護に対
する安全と衛生との面からの物的施設については殆んど工場が遵守実施しているのでこれが施設の
実効の可否また一方労働者の協理理解実用の如何がその効果の現われを左右するとみてよいようである
従って近時発生している災害事故の多くはこれが原因調査の結果から見ると、その殆んどは真の物的
施設の欠陥に原因すると認定されるものは甚だ少ない、アメリカの安全技師ウォルター博士の説に
よっても、また我国の原因調査の成績から見ても災害事故は物的に因をなすものとみられるのは僅に
15%位で残りの85%までのものは人的方面に真の原因なり誘因があるとされている、このことから考
えても災害の防止対策の樹立には人的方面についての発生原因の探索追究による調査を徹底しそして
これが将来の好資料として活用されるような結果の成績を作ることが肝要なのであると思うのであ
る。

従来からの災害原因についての対策資料で前記したようなハインリヒ氏の原因別分類でここで参
考とすべき人的原因別の方だけ分類別に例示して見ると、

1. 人的欠陥

1. 命令に関する過失

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| イ) 全然命令がない。 | ロ) 命令の不徹底。 | ハ) 命令の不実施。 |
| ニ) 命令の間違い。 | | |

2. 従業員の無能

- | | | |
|-----------|---------|--------|
| イ) 未経験。 | ロ) 未熟練。 | ハ) 無智。 |
| ニ) 判断の拙劣。 | | |

3. 無秩序

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| イ) 規律を守らぬ。 | ロ) 同僚から邪魔される。 | ハ) お互にふざける。 |
|------------|---------------|-------------|

4. 注意力の不足

- | | |
|--------------|---------|
| イ) 注意力を奪われる。 | ロ) 不注意。 |
|--------------|---------|

5. 危険行為

- | | | |
|-------------|----------|-----------|
| イ) 運まかせの行為。 | ロ) 近道行為。 | ハ) あせること。 |
|-------------|----------|-----------|

6. 精神的不適性

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| イ) 鈍感または疲労。 | ロ) 極度に神経質。 | ハ) 興奮性。 |
|-------------|------------|---------|

7. 肉体的不適性

- | | | |
|-----------|---------|--------|
| イ) 肉体的短欠。 | ロ) 疲労性。 | ハ) 虚弱。 |
|-----------|---------|--------|

以上

人的方面の分類別を示したのであるが次に物的方面の分類の内人的関係の深いものとして切り矩せないものは不適当な服装ということでこれを逐記して見ると、

8. 不適当な服装

- イ) 保護眼鏡, 手袋, マスクの不用意。
- ロ) 不適当な作業衣, 長袖など。

この人的方面から見ての検討に資すべきものの殆んどは男子労働者を対象としてのものが殆んどであった, このことは現在実施されている労働基準法における安全並に衛生方面の保護策としては男子が主で女子の工場事業場における労働の範囲については労働基準法では危険有害の作業には就業を禁止するか, 或は制限しているので問題視するほどの災害に対する危険性は殆んどないものとして軽視されているためであるこれには聊か疑念をもっている。

桐原博士は氏の労働心理学の立場から日本産業衛生協会の安全委員会において作成した分類法について研究したものを基本として次のような案を作っている, それにはまず災害の原因を3分別とし, その第1は従来から労働省が発表している傷害報告の様式を参照したもので, そして第2は所謂物的原因で安全管理の立場から不適当であったために災害の誘因となったと思われるものを分類して挙げて災害の物的(管理上)原因とし更にそれをAの施設物とBの工具Cの材料または取扱品Dの作業場の不整頓Eの服装とし, これ等AからEまでの大分類は更に細分別して工場の安全保持のために物の管理を如何にするか, また何が大切であるか或はまたその工場にとって最も欠けている点は何であるかと言うことを知ろうとする意図である, そしてその第3は主として人的原因について分類したもので, これを更に3ツに分けて管理に関するものと, 個人の心理に関するものと生理に関するものに分けている, 今これを列挙して見ると、

1. 災害の人的原因

A, 管理上の原因(管理不十分)

- イ) 作業知識の不足。
- ロ) 作業未熟。
- ハ) 人員の不足又は過剰。
- ニ) 作業進行の混乱。
- ホ) 連絡不十分及び他人の過失。
- ヘ) 作業方法不可による疲労。
- ト) 作業速度の不適切或は多忙。
- チ) その他突発事項。

B, 心理的原因(各項目の小分類省略す)

- イ) 精神力の不適切。
- ロ) 精神上の欠陥。
- ハ) 心労(家族又は個人)的事情による。
- ニ) 規約又は指令不遵守。
- ホ) 作業上の不用意(対人対機械工具, 対作業)
- ヘ) 作業動作の不適切(急で無理, 不完全, 錯誤)
- ト) 拳止, 動作(運動)の不適切(不注意, 失調)
- チ) 行為の不適切(無力, 衝動, 軽率)……など。

C, 生理的原因

- イ) 体力の不適切。
- ロ) 身体上の欠陥。
- ハ) 疲労。
- ニ) 睡眠不足。
- ホ) 月経。
- ヘ) 妊娠。
- ト) 飲酒(その他薬物)
- チ) 疾病(特に潜在性疾患, 及び既往症)に注意など。

以上のように災害原因別をハインリヒ氏及び桐原氏などの例示によって見ても人的殊に災害事故発生に直面して事故者生理的なり心理的の意志情緒の働きの誤認が大きな錯誤となってその災害事故の程度の軽重如何に関係なく発現していることは従来から多数の実証が例示されている, これ等の実

証されている災害事故の多くはその殆んどが男子の例で女子労働者の作業が労働基準法の上では危険なり有害とみられる業種については就業禁止かまたは制限されているので従って余り大きな災害事故を起すことの甚だ少ないことの反面を物語っているようにも思われる。

然しその少数の例示している女子の災害事故の中にも同一の作業場内で同じような機械による作業で同じような災害事故が発生していることを思うと、その作業場における設備なり作業環境の非衛生的条件などの関係か、或はまた作業指導訓練などの不備不足の結果の現われか或はまた労働者各自に及ぼす労働条件の影響の現われか或は疲労の問題と密接な関連を持つものか或はまた各個人の生理的なり心理的の関係が殊に女子労働者にとっては大きな関連性をもっていることは桐原氏の原因別の上でも明禾されているところである。

余はこの桐原氏のいう月経と災害との因果関係が如何に重視すべき関係をもつものであるかを実証し将来の女子労働者の指導訓練の上にも対策樹立の場合の参考資料として僅か5例の少数ではあるが以下その調査検討の結果を述べてみよう。

女子の月経に伴う精神的肉体的の異常

従来から女子の月経については周期的に現われる生理的現象であることはいうまでもないことであるが、この生理的現象の現われる程度というか、それが一時的にせよ心理的に発作的にも、この現象を、そしてこれが程度には個人的にも軽重はあるが、現わすものがある、よって文部省でも早くから女子学生生徒の月経時に本人の申出によっては体育遊技の如きは休止せしめ、また現施行の労働基準法においても第67条に生理休暇を規定して、その程度によっては公に休養を認めているのである。

余はこの月経の周期発来を機に各自の精神的肉体的に感得し、その影響ある実情を会得するために予め某工場的女子全従業員について以下示すような調査項目についてアンケートしてみたのである。

様 式

『月経についての調査』

無記名 満年齢 職場別

- 1, 本人の健康度〔至極健康, 普通, あまり健康でない, 弱い, 判らない〕。
- 2, 本人の体格〔肥満型, 普通, ヤセ型〕体重(kg)
- 3, 月経について〔初潮(満 才)〕
- 4, 月経の間隔〔(日)型 不定〕
- 5, 月経は〔順調である, 不順である, 不定である〕
- 6, 月経前の徴候〔月経前何日位から起るか(日)〕
 - イ) 精神的状態〔全然何も感じない, 何か気持ちが悪い, 気持ちがイライラする, ゆううつである, 落着がなくなる, その他()〕
 - ロ) 肉体的状態〔全然何も感じない, めまいがする, 頭痛がある, 下腹が重い, 腰がはる, 吐気がある, 体が熱ぼくなる, その他〕
- 7, 月経期間中に起る症状
 - イ) 精神的症状〔全然何も感じない, 何か気持ちが悪い, 気持ちがイライラする, ゆううつである, 怒りぼくなる, 物事にあきやすくなる, 落着がなくなる, ヒステリー気味, その他〕
 - ロ) 肉体的症状〔全然何も感じない, めまいがする, 頭痛がする, 腹が痛い, 下腹が重い, 腰がはる, 吐気がある, 体が熱ぼくなる, 体がぼろい, 肩がこる, 眠くなる, 顔色が悪くなる, 眼の下が黒くなる, 眼が落ちくぼむ, 吹出物がする, 鼻血が出る, 歯をみ

がくと出血する，便秘する，下痢する，その他]

8, 月経の期間 (日) 間

9, 最近の月経量 [塊が出る, 流れるよう, 普通と思う, 少ししかない]

10, 月経の随伴症状の継続の状 [月経前 (日) 位前から, 月経になってから, 月経後 (日) 位まで続くか]

11, 月経中の出勤状態 [休む, 休まない, 休むこともある]

そして該当するものは, まるを付けさせた。

以上

調査項目についての集計

以上のような調査票によって無記名で提出させた, その中で特に月経に伴って起る随伴症状と, その症状を幾日位前から感知するものか全調査人員74名について集計したものを以下示すと

(第1表) 月経前の随伴症状の発現有, 無

数及び%	なし	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日
数	5	26	22	16	3	2
%	6.76	35.13	29.74	21.62	4.05	2.70

この第1表を見ると随伴症状を全然感知しないものは僅か5名の6.76%でその他の69名の93.24%の大部分は発来の前1日から早いのは僅かであるが2名のものは既に5日前から感知している而し多くのものは1日前の26名35.13%が最も多くそして2日前のもの22名29.74%3日前16名の21.62%で4日前位になると僅か3名の4.05%と激減している, このことから推すると一般婦人としても少くも1, 2日前位からその日常生活態度の如何に関せず多少とも感知するもののあるのが普通のようにも思われる。

随 伴 症 状

この随伴症状は前記したように既に月経発来前早いのは5日位から多少とも感知されそれが月経中から引き続きた稀れには終日直後までも感知するものがあると言われている, そしてその症状も1人1様に判知するものは少くても多くのは2, 3の症状が重複して現われて来るもののように従って本調査の成績でも数字の上では調査人員と合致しないもののあることはこのためである, 今その随伴症状を集計してみると第2表のようである。

(第2表) 月経に伴う随伴症状

肉体的症状	月 経		肉体的症状	月 経		精神的症状	月 経	
	前	中		前	中		前	中
全然何も感知しない	5.40	5.40	体がだるくなる	—	17.57	全然何も感知しない	12.16	6.76
下腹が重い	70.27	29.73	眼の下が黒くなる	—	10.81	何か気持が悪い	41.89	17.57
腰がはる	10.82	21.62	肩が凝る	—	9.46	憂うつである	10.81	9.46
頭痛がする	8.16	5.4	吹出物がする	—	6.76	落着がなくなる	1.35	5.40
メマイがする	2.70	2.70	便秘する	—	4.05	怒りやすくなる	—	17.57
体が熱ぼくなる	2.70	8.11	顔色が悪くなる	—	10.81	物事にあきやすくなる	—	1.35
下痢する	—	6.76	眠くなる	—	4.05	ヒステリー気味になる	—	10.81
下腹が痛む	—	29.73						

この第2表で見ると月経前から感知する精神的なり、肉体的の症状はその種別なり範囲は自ら限定せられているようで、それが一度開始されると殊に肉体的に感知する範囲は拡まるといえるのか例えば月経前には肉体的には「下腹が重い」と感じたものが70.25%と7割強もあったものが一度開始するや「下腹が重い」ものは29.73%と約3割と半減以下となることである、その他「体がだるい」ものは17.81%とか、「眼の下が黒くなる」10.81%、「肩が凝る」9.46%、「顔色が悪くなる」10.81%など種々と現われ、また精神的にも発来に伴って「怒り易くなる」17.57%とか「ヒステリー気味となる」10.81%など、また月経前には僅に1.35%の「落着がなくなる」の如きは開始されると5.4%と増高する傾向となっているなど総じて精神的なり肉体的に感知する範囲が、その程度の差は別として拡まって来て、それだけ平素の健康度に比べて異常感をあらゆる方面に一時的の現象とはいえ、日常の動作の上にも自ら悪影響を及ぼすものがあることは容易に想起されるのである。

月経に伴う出勤状態

この月経は成熟した婦人には生理的現象として当然現われる症状であるが、前述したようにその軽重の差はあっても大部分の人が一時的にせよ感知する苦悩であることには異存はない従って本調査に現われたものが月経中の所謂労働基準法第67条の生理休暇として請求したものがどの位あったかを集計してみると次の通りです。

(第3表) 生理日の出勤状況

数及び%	休む	休まない	休むときもある
数	13	30	31
%	17.57	40.54	41.89

この表で見ると生理日には「休む」と判断しているものは13名の17.57%で、そして全然「休まない」と生理日でも全然問題視していない軽度の経過で終るともみられるものは30名の40.54%と約全体の4割となっている、そしてその発来の軽重によ

って時として「休むこともある」と言っているものは31名の41.89%とざっと4割強を占めていることは、これ等のものは総じて軽症の経過で終始しているものと推想されるのである。

本災害調査の5例についての成績

この工場で昭和36年度中に発生した災害事故の内特に重傷で災害補償保険法の規定によって障害補償費の給付を受けたもの11件で他に有休療養費の給付を受けたもの8件他に極く微小の負傷に終わったもの即ち一時的医療手当を受けて治癒したもの69件合計88件の災害事故となっている。これを35年度の災害件数と対比して見ると傷害度の軽重を問わず減少していることは、一方労働者災害補償保険法に基く保険料率の低下(メリット式法に依る)し保険料金の納付額の低下したことから立証されるのである。

然し茲にこの問題の対策中心となる重傷事故の11件を男女に分けてみると男子6件女子5件で更にこれを全労働者の男女別員数に対比してみると女子は5.41%、男子は2.42%となり女子の方が重大災害事故の比率の存外大きいことが窺われるのである、よってこの女子の災害事故防止については特に一段と関心を深めて対策を樹てることの必要性を痛切に感じたのである。そこでこの5名の女子が不幸にして手指の欠損なり不能の障害を蒙るに至った災害当時の原因状況を各調査要によって抜萃し略記して見ると次の通りである。

第1……○木○○子 年令22才入社後3カ月の勤続で事故の発生した年月は昭和36年1月6日午後1時20分となっている、そして傷害の部位は右手示指爪の剝離と骨の尖端一部切断創右中指第2関節の上より切断創。災害発生の原因……波押自動機(これは動力によって自動円盤送り装置になっており円盤はクラッチをはずすことによって自動的に回転するようになっている波押機下以下同じもの。)

作業者本人はワッパーをこの円盤に分割してある供給面に装入することによってワッパーは自動的に送られ作業者本人の向側円盤上で成型されるのであるそしてこの型の上下するスライド面はプラスチックカバーが施されて、この部の危険は防止されている）にて作業中装入されたワッパーが円盤内の正規の送り面に納まらないままに送られていたのでワッパーは成型後波押雄型に噛みつき附着した、そこで本人はこれを取り除くために機械の廻転を止めプラスチックのカバーを取りはずし、手をもっていた瞬間にクラッチを踏んだために手指は波押機に挟まれて負傷したのであった。

第2……○津○○子 年令23才入社後勤続1年1ヶ月、事故発生年月日は昭和36年1月14日午前10時30分となっている、そして傷害の部位は左手関節挫傷である、災害発生の原因……動力による自動穴明け改造機によってシングル穴明作業中製品が送りシュート・バケット内に引きかかったので、これを取除かんとしてクラッチペダルを踏んだまま機械は停止しているものと錯誤して左手を出したため左手関節部をダイセット・パンチホルダー及び製品供給用連絡管との間に挟まれ挫傷したのであった。（安全装置ある）

第3……○本○○子 年令25才入社後勤続4ヶ月半、事故発生年月日は昭和36年6月14日午前10時50分となっている、そして傷害の部位は右手小指切断創である。災害発生の原因……シングル波押自動機（ダイヤル・フィード）で#6201、波押作業中製品取出し口に製品が詰ったので型取付部のカバーを左手で持ち上げ機械を止め取出し口のカバーを外し右手小指で製品を跳出し手を引く瞬間左手で支えていたカバーを下したため機械は稼動し円盤の取出し口に挟まれ負傷したのである。

第4……○信○○子 年令22才入社後勤続6ヶ月事故発生年月日昭和36年12月7日午後3時となっている、そして傷害の部位は右手示指尖端欠損創である、災害発生の原因……N. T. N. 6203番波押作業中製品の落し口に製品が詰ったので落し口の下から指で掻き落さんとして回転中の円盤と台との間に挟まれ負傷したのであった。

第5……○地○○子 年令23才入社後勤続3ヶ月、事故発生年月日昭和36年12月15日午前9時30分となっている、そして傷害の部位は右手示指末節切断創である、災害発生の原因……波押円盤にて作業中製品の落し口に製品が詰ったので左手でカバーを持ち上げ機械を停止した状態で体を曲げて下から見ながら取れそうなので右手示指で掻き落した瞬間誤ってカバースイッチが機械に触れて起動したので負傷したのであった。

災害と月経との関係

古くから女子の月経中の行動については留意せられ文部省の教育指導の要示の上においても、本人の申出によっては体育運動については休養を与えており、また労働基準法第67条においてもその程度と申出によっては休養を与えていることは改めて言うまでもない、桐原葆見博士は労働心理の面から早くより月経時の生産と能率について研究を進め、それがまた災害との関連性のあることを指摘している。茲に例示する某工場における昭和36年度に発生した5名の女子災害事故者について、更に災害発生時における月経との関係を個々について調べてみた。第1の○木○○子は既に退職しているので除くこととし、第2の○津○○子は月経周期の発来数日前と思われる頃の災害事故で本人は月経発来前5日位より精神的に気持ちがイライラしてきて落着がない、また肉体的には下腹が重くなるこれが月経の発来をみると怒りほくなり下腹が重いのみでなく肩が凝って来ると訴えている。第3の○本○○子は月経前4日頃の事故で本人は月経発来2、3日前から精神的に気持ちがイライラして来て自然落着がなくなる、一方肉体的には下腹が重く腰が張ると訴えておりそしてそれが月経発来すると怒りほくなり肩が凝ると訴えている。また第4の○信○○子は月経発来3日前の事故で平素月経発来4日前頃から何となく気持ちが悪くて下腹が重くそれが月経発来すると怒りほくなり且つ体が倦怠感を増して来ると訴えている。次に第5の○北○○子は月経2日前頃の事故で本人平素は月経発来5日前頃から

何んとなく精神的に気持ちがイライラして来て憂うつであるそれが月経発来すると、それに下腹が重くときに腹痛を伴い眠くなり、また下痢することがあると訴えている。

以上本人の訴えの内第2の女子は別として後の3名は波押円盤自動機による操作で前にも述べたように至極操作としては単純な作業で一通りこれが操作を会得すれば何人でも容易に作業を続行し得るほどのものである、それにも拘らずこのように同じ動機というか動作行動のミスによって生じた傷害事故即ち折角設備された安全装置の如きも無視しての行動上の錯誤を求したこの判然とした所謂不注意不要意な行動々作をとるに至ったその誘因ともみるべきものは何であるかと言うと「本機械についての教育指導の上では、予め最初に本機械の運転操作には篤と注意を払って習熟に努め万一機械の操作の上で製品のミスが出来たりまたその円盤の製品落とし口にひっかかったりしたときには必ず運転を停止して所定の補助棒を活用し、決して直接例い運転は停止しての操作とはいえ落とし口のような危険なところには手指によっての除去は厳に戒め注意してある」この指導要点は充分知得し熟知しながら、このような危険に伴う傷害を起したことは、各自の精神的感情動作の発作的一時的に現われた短気な感情によっての動作行動のミスのためであるとしか考えられないのである。

また一方的にはこうも考えられる、それは前述を繰り返すのであるがこの波押機の作業は甚だ単調な、変化に乏しい作業である、作業中は廻転する波押円盤機の前に椅坐して廻転する円盤内のホールにワッパーを投入し正統な回転によってリテーナの原型を作るのがこの仕事の本務でこのような動作の少ない単調の仕事は習熟するに従って何等か環境からでも刺戟のない限りは自づと操作に対する緊張感集注力の如きはち緩し易くなる傾向が強いのではなからうかこれが月経発来の期を中心に身心の異常感の現われは外的刺戟などによって常識的に容易に口言される所謂「本人の不注意」とか「誤った行動」を起し易くなるしそれに前夜の睡眠不足などはこの月経発来の前或は中はより以上身心の活動に影響の大きいことは推想出来るのである。

総べての工場事業場における行動の始めは、ある一定の意図をもって行動にかかるのであるが、その意図の力が比較的微弱（例えば仕事の操作など単調のために）である場合など行動中に他の意図の力が強く作用して、もとの意図の忘却を起すものとも考えられることなどからすると、これ等3名の円盤波押機によるもの、また第2傷害者の自動送り穴明け改造機による操作のミスから受けた事故の如きも何れも発作性に一時的に本の行動の意図を忘却し、それが一時的に精神的判断の誤差を来し平素には全く予期しないような行動的操作を執るに至らしめたその要因か、将たまた誘因としてもみられる月経周期に当って、例い生理的現象とは言え前述したように種々の精神的にまた肉体的に現われる感情なり動作の生理的変異不安感の如き、また神経質的な行動を起すことのある如きは狩野博士も間接的に認め、また内田、小原、若狭氏等も精神的な錯誤が工場労働者の作業行動災害発生と因果関係の密なることを認め、殊に内田氏は身心の異常感覚はプレス作業速度などは影響が著しいと言っていることから考えても、このように月経時前後の一時的にせよ心理的また生理的異常感がある程度本人の意志的行動を左右する、即ち元の意図の力が微弱（作業習熟によって）なために意図の復帰するに至らなかったことなどを類推すると、たとい生理的な現象として周期的に発来する月経とは雖も生産工場における日常の作業に従事専念する女子に対しては、採用時の精神的なり肉体的健康調査には細心の注意を払って検査し、そしてこれを基本としての職場の適正配置は勿論のこと殊に月経時の異常感覚の有無の程度などについては考慮を払って日常の作業行動に留意し指導することの要は、現場責任者の責務でありまた安全管理者なり衛生管理者の責務としても当然のことで、労働者に採っては健康は彼等の資本とも言うべきものである、また一面工場においても労働力の健全維持増進は生産の向上発展を希う立場からしても、また災害防止の対策の一助としても常に留意して監視監督指導することが労働者の健康保持のため、また生産能率向上のためにも重要な案件と思ひ茲に少数の例ではあるが記述してみた次第である。

結 語

1. 成人した女子の月経は生理的に周期に発来する現象であるが、その大多数の女子はアンケートによつての集計でも見るようにまたその随伴症状の訴えからみても個人的には各々軽重の差はあるが、異常の不快感なりまた肉体的の苦痛を伴うために日常の動作なり意志的感情の上にも波及しそれが発作的に異常を現わしそれが身心の行動の上にも移りやすいことのあることは推想されるのである、殊に生産工場のような機械の操作を伴うものにおいては唯に安全装置なり、一時の指導的な操作方法や教育のみにたよらず責任の地位にある者は生産の向上を希うと同時に女子労働者に対しては周期的に生理上現われる月経時の就業に対して細心の注意を払って指導してやるのが職務上大切な要務であることを自覚さすべきである。
2. またこの月経は女子の周期的に発来する生理的現象ではあるがその期間の前或中には各自大なり小なりの失血量を伴うので、この期間中は多少とも身体的に抵抗力の低下減弱の現われることはこれまた免れないことである、よつてこの間の行動即ち労働に際しては疲労の問題も併せて考慮してやるのが衛生管理者なりまた労務管理の衝に当る者の責務であることを思い茲に筆をおくに当り改めて希うものである。

参 考 論 文

- | | | |
|----------------------|-----------------------|------------|
| 1. Darid, E. Walte. | 産 業 安 全 推 進 要 綱 | 1951 年 3 月 |
| 2. 労働省安全課編 | 安 全 の 指 標 | 昭和38年 6 月 |
| 3. 桐 原 葆 見 | 産 業 安 全 | 1951 年 6 月 |
| 4. 狩 野 広 之 | 労 働 の 科 学 12の5号 | 1957 年 5 月 |
| 5. 内 田 正 明 (2) | 名 古 屋 医 学 70の6号 | 昭和30年11月 |
| 6. " (4) | " " | " |
| 7. 小 原 準 三 | " " | " |
| 8. 若 狭 等 | 北 方 産 業 衛 生 8号 | 昭和30年12月 |
| 9. 渡 辺 林 八 郎 | 田 辺 製 薬 時 嚮 別冊 | |
| 10. 新 居 五 郎 | 産 業 安 全 教 範 | 昭和24年 2 月 |
| 11. 武 田 晴 爾 | 安 全 管 理 の 指 標 | 昭和26年11月 |
| 12. 狩 野 広 之 | 日 本 公 衆 衛 生 雑 誌 6の11号 | 昭和34年11月 |
| 13. " | 不 注 意 物 語 | 昭和37年4月3版 |